

入札説明書

「京都府やましろ地域ガイド」新聞折込配布業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成31年1月28日

2 契約担当者

京都府山城広域振興局長

3 担当室

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6

京都府山城広域振興局 企画総務部 企画振興室（宇治総合庁舎内）

電話番号 (0774)21-2049

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称

「京都府やましろ地域ガイド」新聞折込配布業務

(2) 業務の内容等

「京都府やましろ地域ガイド」新聞折込配布業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 履行期日

平成31年3月10日までの京都府山城広域振興局が指定する日

(4) 履行場所

京都府山城広域振興局が指示する場所

5 契約条項を示す場所等

入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

平成31年1月28日（月曜日）から平成31年2月8日（金曜日）まで（日曜日、土曜日を除く。）

交付期間中の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に交付を受けること。

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6

京都府山城広域振興局 企画総務部 企画振興室（宇治総合庁舎内）

電話番号 (0774)21-2049

6 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、「京都府やましろ地域ガイド」新聞折込配布業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格の審査の申請の時期、方法を定める公告（局ホームページで公示）に基づく資格を認定された者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

8 入札参加資格審査の申請

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

- ア 交付期間 5に同じ
- イ 交付場所 5に同じ
- ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所あてに返信用切手140円分を同封の上申し込むこと。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成31年1月28日（月曜日）から平成31年2月8日（金曜日）まで（日曜日、土曜日を除く。）

イ 提出場所 5に同じ

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料（※必要に応じて指定）

オ 資料等の提出

申請者及び添付資料を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成31年2月15日（金曜日）午前10時

イ 場所 宇治市宇治若森7の6 宇治総合庁舎内 第2会議室

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵便又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府やましろ地域ガイド折込配布業務委託入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあつては、この限りではない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (4) 入札書はその提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合にあっては別途日を定めて行うものとする。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 資格審査結果通知書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とする。

なお、落札予定者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は、通知後、契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

11 入札保証金
免除する。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払い保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、京都府会計規則第 159 条第 2 項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

13 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

14 その他

(1) 1 から 13 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。